

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年6月1日～令和8年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子供を育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営

<対策>

- 令和3年4月～ 事業所内保育施設の設置・運営

目標2： 令和3年度末までに、職員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間60時間未満とする。

<対策>

- 令和3年6月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和3年8月～ 管理職向け研修において各部門内における所定外労働削減に向け意識づけを行う。
- 令和3年9月～ 所定外労働削減に向けて各職員への周知